

## 大規模災害就学等支援事業費補助金事務取扱要領

大規模災害就学等支援事業費補助金に関する事務の取扱いは、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号）及び大規模災害就学等支援事業費補助金交付要綱（令和7年3月28日ふるさと振興企画室長決裁。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

- 1 要綱第1に定める専修学校及び各種学校は、次の要件を満たす学校とする。
  - (1) 専修学校  
高等課程及び専門課程は、次のすべてを満たす場合とする。
    - ア 職業に必要な技術の教授を目的とするもの
    - イ 修業年限が1年以上のもの
    - ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
  - (2) 各種学校は、次のすべてを満たす場合とする。
    - ア 職業に必要な技術等の教授を目的とするもの
    - イ 修業年限（修業年限1年以上の課程に他の課程に他の修業年限1年以上の課程が継続する場合には、これらの課程の修業年限を通算した期間）が2年以上のもの
    - ウ 当該課程の授業が年2回を超えない一定の期間に開始され、かつ、その終期が明確に定められているもの
- 2 要綱第1に定める対象生徒等のうち、私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）及び幼保連携型認定こども園に在園する幼児については、別表1に掲げる区分に該当する幼児とする。
- 3 要綱第3第3号に定める世帯の収入の判定は、次の者の収入によるものとする。
  - (1) 生徒に保護者（父母）がいる場合  
保護者
  - (2) 生徒に保護者がいない場合  
生徒（生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者（以下「主たる生計者」という。）
- 4 要綱第3各号の用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。
  - (1) 住居 要綱第2に定める災害により被災する直前まで居住していた家屋をいい、持ち家、借家等の区分は問わないこと。
  - (2) 半壊 大規模半壊、中規模半壊又は半壊のことをいう。
  - (3) 世帯の収入の著しい減少 保護者又は主たる生計者の死亡、行方不明、長期入院、失業等（営業廃止）により世帯の収入が年350万円未満（3で定める者の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が85,500円未満）となる見込みであること。
- 5 設置者は、要綱第3に定める対象生徒等に該当することを、次に掲げる証明書類のうち、必要なものを幼児児童生徒等に提出させ審査しなければならない。
  - (1) 被災証明書、罹災証明書又はその他の要綱第2に定める災害により住居が全壊、半壊、全焼及び半焼したことが確認できる書類
  - (2) 世帯収入の著しい減少が確認できる書類
  - (3) その他知事が必要と認める書類
- 6 併用の禁止  
本事業は、本事業と補助対象経費が重複する他の補助制度との併用はできない。
- 7 前金払の額及び時期  
要綱第9に定める前金払の額及びその支払の時期は、その都度定めるものとする。
- 8 添付書類  
要綱別表第2に定める様式の添付書類は、別表2のとおりとする。

附 則

この要領は、令和6年3月31日から施行し、令和7年2月26日以後に納付された入学選考料、入学金、授業料及び施設整備費等の減免に要する経費から適用する。

別表1

区分	対象	
幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園を除く）	当該幼稚園に在園する幼児	
幼稚園（施設型給付を受ける幼稚園）	1号認定子ども	
幼稚園型認定こども園	単独型	1号認定子ども及び2号認定子ども
	接続型	1号認定子ども及び2号認定子ども
	並列型	1号認定子ども
幼保連携型認定こども園	1号認定子ども	

別表2

要綱の様式	添付書類	様式	提出部数
第2号	授業料等減免確認書	別紙1	1部